平成２１年（フ）第１３１号
三重県松阪市小片野町1766番地２
破産者　株式会社鈴産業
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１３２号
三重県多気郡多気町相可台25番地２
破産者　鈴木　勝利
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所松阪支部

平成２２年（フ）第６１号
三重県鳥羽市鳥羽４丁目４番14号
破産者　有限会社馬瀬商店
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２０年（フ）第４８８号
大津市本堅田１丁目27番38―432号、申立時の住所大津市今堅田２丁目14番12―1102号
破産者　吉田　　進
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３５２号
滋賀県湖南市菩提寺2150番地30
破産者　林　　正敏
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８８号
奈良市六条町410番地
破産者　株式会社萬京
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第１５８号
広島県呉市吉浦池ノ浦町５番23―503号
破産者　被相続人亡折林正己相続財産
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２２年（フ）第１２９号
熊本市鹿子木町87番地１
破産者　有限会社ＣＳＣアップワーク
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第５５０号
熊本市江越２丁目５番19号
破産者　有限会社車検センター熊南
１　決定年月日　平成22年12月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５９９号
岩手県奥州市胆沢区小山字道場24番地６
破産者　小野寺義一
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６７８号
盛岡市西青山３丁目15番22号　グランドメゾン西青山201号、住民票上の住所盛岡市西青山２丁目11番24号
破産者　藤原アリー
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５２８号
盛岡市神明町７番23号
破産者　栃沢佐千代
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第９１号
秋田県横手市睦成字吉沢上台63番地　県営住宅76―２―２
破産者　佐藤　孝司
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第２５号
福島県相馬市原釜字大津70番地の４
破産者　管野　正則
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第１０８号
福島県石川郡玉川村大字吉字中平６番地
破産者　大和田保幸
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２２年（フ）第２００号
福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田20番地　半谷住宅２号室、前住所福島県双葉郡浪江町大字棚塩字金ケ森47番地
破産者　迫田　三明（旧姓前田）
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第３４８１号
神奈川県三浦市栄町３番７号
破産者　斉藤　潤一
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３６９０号
横浜市保土ケ谷区星川２丁目15番25号
破産者　脇屋　　徹
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４００号
神奈川県秦野市寺山899番地の16
破産者　上口登美夫
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第２７３号
富山市清水町３丁目４番１号、開始決定時の住所富山市新根塚町２丁目６番地８
破産者　安藤　宗毅
１　決定年月日　平成22年12月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部